

## 近隣地域医療提供体制整備事業実施要領

制定	平成29年11月6日
一部改正	令和元年5月30日
一部改正	令和2年5月1日
一部改正	令和3年9月14日
一部改正	令和4年10月11日
一部改正	令和5年8月23日

### 第1 趣旨

この要領は、福島県地域医療復興事業補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）に基づき実施する近隣地域医療提供体制整備事業について、補助の要件等を定めるものである。

なお、当該事業は、避難地域を支える近隣地域の医療機関の施設・設備整備等を支援することで、避難地域で医療提供体制の構築が必要とされる医療の確保を目的とする。

### 第2 補助事業者

要綱別表1の事業者等名欄に定める医療機関とは、以下のとおり定める。

#### (1) 透析医療（人工透析）

避難地域の住民を含む新規透析患者の受け入れを行う、相馬地域等の医療機関。

#### (2) 周産期医療

周産期医療の機能強化を図る浜通り地方の医療機関。

#### (3) 救急医療

救急医療の機能強化、または連携体制構築を図る、浜通り地方の医療機関。

### 第3 補助対象外経費

次に掲げるものに該当する経費は、補助対象としない。

#### (1) 下記の施設、設備及び構造物の取得に要する経費

ア 土地（敷地、構内道路、石垣、屋外運動場、擁壁、法面、駐車場等）

イ 工作物（看板、圍障及び門等）

ウ 宿舍

エ 庭園、花壇、造園

#### (2) 土地の造成に要する費用

#### (3) 医療機器等の保守契約等に要する経費

#### (4) 透析医療（人工透析）、周産期医療の実施に直接必要と認められない経費

#### (5) 1品あたりの購入金額が10万円未満の医療機器等

### 第4 補助金の算定

#### (1) 補助対象経費

要綱別表 1 の補助対象経費欄の 1(3)、1(4)、1(5)については、避難地域の住民を含む新規透析患者の受入枠拡大のため、施設・設備整備を行う医療機関を対象とし、補助対象期間は受入枠拡大開始後 1 年を限度とする。

(2) 補助基準額

要綱別表 1 の補助基準額については、次のとおりとする。

ア 常勤雇用の場合

以下の職種ごとの①～⑤の月額給与に勤務月数を乗じた額に年間賞与その他特別給与額を加えた額を基準額とする。

- |         |                             |
|---------|-----------------------------|
| ①医師     | 月額給与920千円、年間賞与その他特別給与額611千円 |
| ②看護師    | 月額給与339千円、年間賞与その他特別給与額808千円 |
| ③准看護師   | 月額給与293千円、年間賞与その他特別給与額618千円 |
| ④臨床工学技士 | 月額給与344千円、年間賞与その他特別給与額900千円 |
| ⑤上記以外   | 月額給与271千円、年間賞与その他特別給与額633千円 |

なお、月の途中で採用又は退職した場合、その月の月額給与については当該月の日数により按分し、実勤務月数が12か月に満たない場合、年間賞与額その他特別給与額については、実勤務月数で按分した額とする。（当該勤務者毎に年間賞与額に年間基準額で千円未満切り捨て。）

イ 非常勤雇用の場合

上記アの職種ごとの月額給与の  $1/2$ （千円未満切り捨て）を日額単価とし、それに勤務日数を乗じて得た額を基準額とする。ただし、勤務時間又は診療時間のいずれかが 4 時間以下の勤務日（以下、半日以下の勤務日という。）の単価は日額単価を  $1/2$  で乗じた額により当該医療従事者の年間基準額（千円未満切り捨て）を算出する。

第 5 交付申請書の提出

補助金の交付申請にあたって、要綱第 3 条第 2 項第 3 号に定めるその他知事が必要と認める書類は、次のとおりとする。

なお、申請は、申請する日の属する年度の末日までを終期として行うものとし、年度を超えて実施する場合には、翌年度 4 月 1 日以降の申請については、翌年度に改めて行うこと。

(1) 施設の整備を行う場合

- ア 近隣地域医療提供体制整備事業計画書（要領様式第 1 号）
- イ 近隣地域医療提供体制整備事業計画書（施設）（要領様式第 2 号）
- ウ 補助対象経費の金額が分かる書類（見積書、工事内訳書等）
- エ 施工場所が分かる書類（工事設計図等）
- オ 病床の再開、または新たな診療科目の開始に伴う経営改善計画（事業者以外が作成したもの）
- カ その他参考となる書類

(2) 設備の整備を行う場合

- ア 近隣地域医療提供体制整備事業計画書（要領様式第 1 号）

- イ 補助対象経費の金額が分かる書類（見積書等）
  - ウ 整備する設備の能力・規格等が分かる書類（カタログ等）
  - エ 病床の再開、または新たな診療科目の開始に伴う経営改善計画（任意様式：事業者以外が作成したもの）
  - オ その他参考となる書類
- (3) 透析医療（人工透析）の効率化のために技術指導等を受ける場合
- ア 近隣地域医療提供体制整備事業計画書（要領様式第1号）
  - イ 近隣地域医療提供体制整備事業技術指導料明細書（要領様式3号）
  - ウ 補助対象経費の金額が分かる書類（委託契約書等）
  - エ その他参考となる書類
- (4) 人件費の補助を申請する場合
- ア 近隣地域医療提供体制整備事業計画書（要領様式第1号）
  - イ 近隣地域医療提供体制整備事業明細書（要領様式第4号）
  - ウ 補助対象経費の金額が分かる書類（雇用契約書、医療支援の覚書等）
  - エ その他参考となる書類

## 第6 実績報告書の提出

実績報告にあたって、要綱第10条第3号に定めるその他知事が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 施設の整備を行う場合
- ア 近隣地域医療提供体制整備事業実績報告書（要領様式第5号）
  - イ 近隣地域医療提供体制整備事業実施報告書（施設）（要領様式第6号）
  - ウ 補助対象経費の金額が分かる書類（請求書、領収書等）
  - エ 補助事業完了後の施設の全景及び補助対象事業の概要を示す写真
  - オ 補助事業完了後の施設の構造概要及び平面図（軽微な改修工事の場合は除く。）
  - カ 補助対象区域の工事設計図及び工事仕訳書（軽微な改修工事の場合は除く。）
  - キ 建築基準法第7条第5項の規定による検査証書の写し（検査を要しない工事については除く。）
  - ク その他参考となる書類
- (2) 設備の整備を行う場合
- ア 近隣地域医療提供体制整備事業実績報告書（要領様式第5号）
  - イ 補助対象経費の金額が分かる書類（請求書、領収書等）
  - ウ 納品書
  - エ 整備した設備の写真
  - オ その他参考となる書類
- (3) 透析医療（人工透析）の効率化のために技術指導等を受ける場合
- ア 近隣地域医療提供体制整備事業実績報告書（要領様式第5号）
  - イ 近隣地域医療提供体制整備事業技術指導料実績（要領様式第7号）
  - ウ 補助対象経費の金額が分かる書類（請求書、賃金台帳等）

エ その他参考となる書類

(4) 人件費の補助を申請した場合

ア 近隣地域医療提供体制整備事業実績報告書（要領様式第5号）

イ 近隣地域医療提供体制整備事業人件費等実績（要領様式第8号）

ウ 人件費及び報償費を計上した場合は、賃金台帳及び出勤簿等の写し

エ 医療支援を受けた場合は、補助対象経費が分かる書類（請求書、領収書等）

オ その他参考となる書類

附 則

この要領は、平成29年11月6日から施行し、平成29年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和元年5月30日から施行し、令和元年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和2年5月1日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和3年9月14日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和4年10月11日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和5年8月23日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。